

相続税の物納財産の範囲と順位の変更

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

相続財産となった上場株式等の価格が相続時から申告期限までの間に急激に下落した場合、納税資金を確保できなくなるという事態への対応策として、相続税の物納制度の拡充が行なわれる。

(2) 内容

- ① 株式・社債・証券投資信託等の受益証券のうち上場されているもの等について、相続税の物納財産の順位が第2順位から国債や不動産等と同じ第1順位となる。
- ② 改正前は物納することができなかったJ-REIT等(投資証券等のうち上場されているもの等)が物納財産の第1順位に加わり、物納できることとなる。

(3) 適用時期

平成29年4月1日以降の物納申請分から適用される。

(4) 影響

- ① 上場株式等の物納順位が第1順位に上がったことにより、不動産等と同順位となる。そのため、上場株式等の価格が下落した場合であっても、他の第1順位の財産を手放すことなく、その上場株式等を物納に充てることができる。なお、物納財産の収納価額は、相続時点の時価(相続税評価額)である。
- ② 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの(例: 接道義務を満たさない土地)と上場株式等の物納順位が入れ替わるため、不動産のうち物納劣後財産に該当するものを物納する予定だった場合は、物納計画の見直しが必要となる。

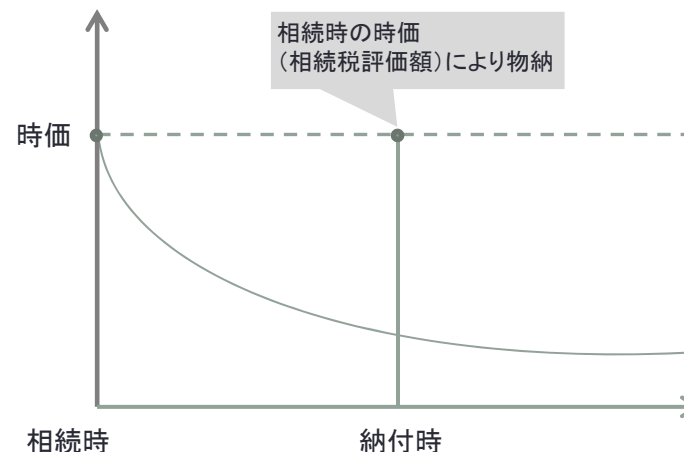
(5) 対応策

これを機会に相続財産の把握と評価、概算相続税額を試算し、将来の相続税の納税方法を検討する。また、不動産を物納したい場合は、物納財産としての諸条件(隣地の境界線の確定、底地の場合は借地人との契約書の整備等)を事前に確認し、必要な措置を講ずることも肝要である。

2. 改正の趣旨・背景

上場株式等は価格変動リスクが高く、また、相続後、遺産分割協議等が終わるまで譲渡しにくい実態がある。相続時から申告期限までの間(10か月間)に急激に価格が下落した場合であっても、相続時点の時価(または、当月、前月、前々月の平均額)が相続税評価額となり、納税資金が確保出来ない事態も想定される。

こうした事態への対応策として、改正により上場株式等の物納に充てることができる財産の順位を第2順位から第1順位とする。

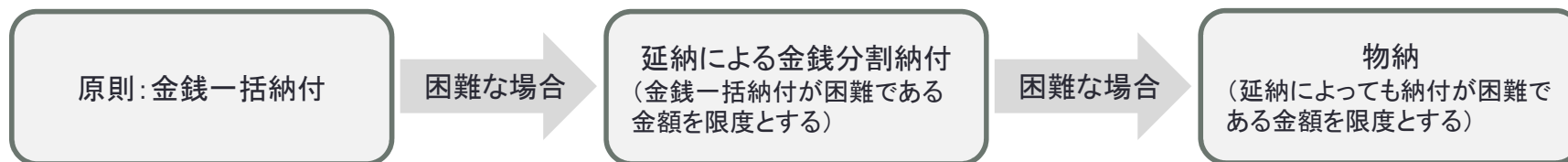


3. 改正の内容

(1) 物納制度の概要

相続税は、申告期限までに金銭で一括納付することが原則であるが、金銭一括納付が困難な場合には延納により分割納付することができる。更に、延納によっても金銭で納付することが困難な場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による物納が認められる。なお、物納の適用可否は納税者ごとに判断され、その際の物納財産の収納価額は相続時点の時価(相続税評価額)により行なう。

【物納までの流れ】



3. 改正の内容

(2) 物納財産の範囲と順位の変更

- ①相続税の物納に充てることができる財産(※1)のうち上場株式等の順位を下表のとおり第1順位とする。
- ②投資証券等のうち上場されているもの等(J-REIT等)を物納財産の範囲に加え、第1順位とする。

【改正前】

順位	物納財産の種類
第1順位	①国債、地方債、不動産、船舶
	②不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	④株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産



【改正後】

順位	物納財産の種類
第1順位	①不動産、船舶、 <u>国債証券、地方債証券、上場株式等(※2)</u>
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ <u>非上場株式等(※3)</u>
	④ <u>非上場株式</u> のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

(※1)納税義務者の相続税額の課税価格計算の基礎となった財産のうち、上表に掲げる財産で、その所在が日本国内にあること。また、物納できる財産が2種類以上ある場合は、上表の順位により物納に充てる。
ただし、管理処分不適格財産(境界が明らかでない土地等)、相続時精算課税又は非上場株式の納税猶予を適用している財産は物納の対象外である。

3. 改正の内容

(※2) 上場株式等とは下表に掲げる有価証券をいう。

上場の有無	有価証券の種類	具体例
金融商品取引所に 上場されている	社債券、株券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、新株予約権証券、投資信託の受益証券（証券投資信託を除く）、投資証券、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券	社債、転換社債型新株予約権付社債、特殊法人債、特定社債券、株式、優先株式、新株予約権証券、ETF、REIT、JDR、ETN、日銀出資証券、優先出資証券、特定目的信託の受益証券 等
金融商品取引所に 上場されていない	投資法人の投資証券(注) 証券投資信託の受益証券(注)	オープンエンド型の証券投資信託の受益証券 オープンエンド型の投資法人が発行する投資証券

(注) 規約又は約款に投資主又は受益者の請求により払戻し又は解約の請求を行うことができる日が1月に1日以上である旨が定められているものに限る。

(※3) 非上場株式等とは金融商品取引所に上場されていない社債券、株券、証券投資信託の受益証券(第1順位のものを除く)、貸付信託の受益証券をいう。

4. 適用時期

平成29年4月1日以降の物納申請分から適用される。

5. 改正の影響

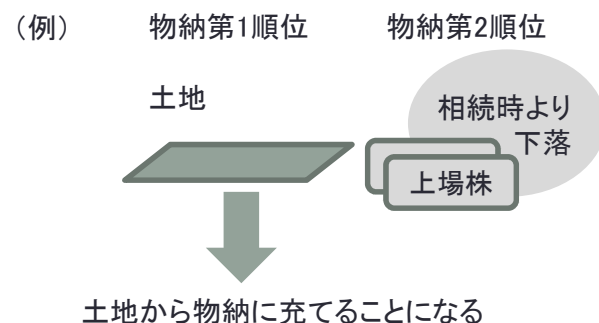
(1) 上場株式等が下落した場合の物納

改正により、上場株式等の物納順位が第1順位に上がる。不動産等の他の第1順位の財産と上場株式等をあわせて相続した場合、不動産等を手放すことなく、上場株式等を物納に充てるできるようになり、物納制度が利用しやすくなる。

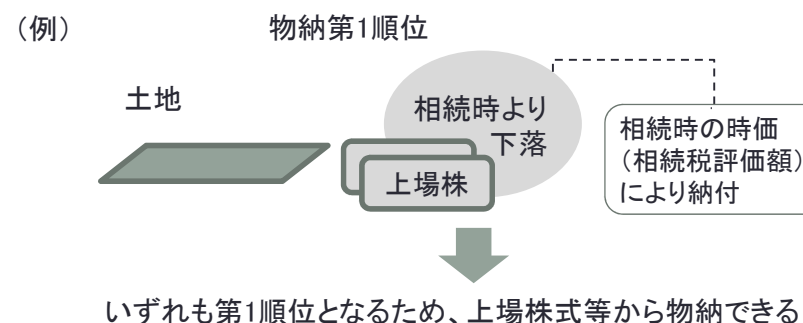
物納財産は相続税評価額により収納するため、下落した上場株式等であっても、相続税評価額である相続時点の時価により収納される。

また、上場株式等を物納に充てた場合、所得税では譲渡がなかったものとみなされるため、譲渡所得税はかからない。

【改正前】



【改正後】



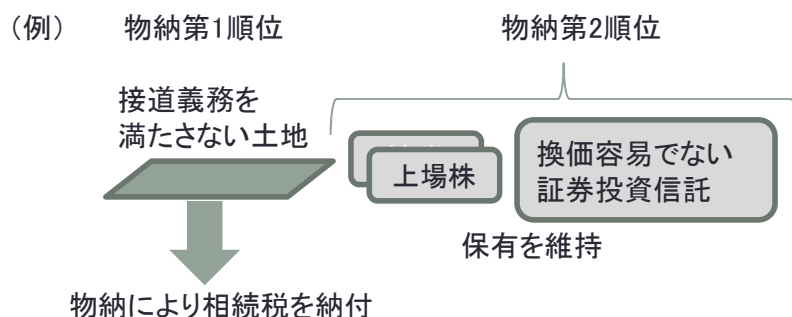
5. 改正の影響

(2) 不動産のうち物納劣後財産の物納を検討している場合の物納計画の見直し

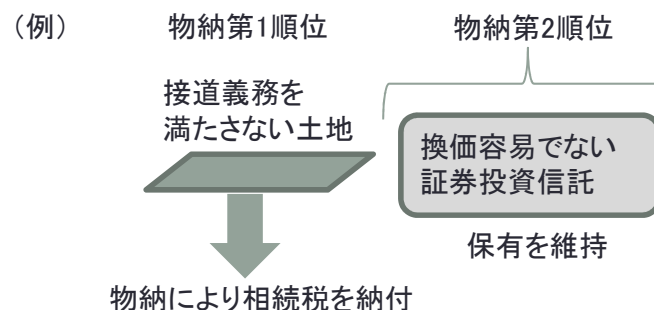
改正により、不動産のうち物納劣後財産に該当するもの(※4)と上場株式等の物納順位が入れ替わる。そのため、物納劣後財産となる不動産を物納しようとしている納税者が上場株式等をあわせて相続する場合、先に上場株式等から物納に充てることになり、それをもって納付が困難とならない限り、劣後となる不動産の物納はできない。

例えば、物納劣後財産である、接道義務を満たさない土地(建築基準法に規定する一定の道路に2メートル以上接していない土地)を物納したいと考えている納税者は、その土地以外は第2順位となる換価容易でない証券投資信託等の財産等に絞って相続することを検討しなければならない。このように、物納劣後財産である不動産の物納を検討している場合には、遺産分割の方針や、資産構成を改めて検討する必要がある。

【改正前】



【改正後】



(※4)

【不動産のうち物納劣後財産に該当するもの】

- ・地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
- ・法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
- ・建築基準法に規定する一定の道路に2メートル以上接していない土地
- ・現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地(納税義務者がその建物及び敷地について物納の許可を申請する場合を除く。)
- ・都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地(宅地として造成することができるものを除く。)
- ・法令の規定により建物の建築をすることができない土地(建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含む。) 等